

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 2 月 24 日 (水) 第185号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (2 件) (農地整備課取扱い) 1
- 基本測量の終了 (監理課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 2

公 告

- 一般競争入札公告 (2 件) (学事法制課取扱い) 3

告 示

鹿児島県告示第201号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2 第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備中田地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 3 年 2 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 3 年 2 月 25 日から同年 3 月 24 日まで
- 3 縦覧場所
中種子町役場農地整備課

鹿児島県告示第202号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2 第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備 (畑地帯担い手育成型) 第二伊美地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 3 年 2 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 3 年 2 月 25 日から同年 3 月 24 日まで
- 3 縦覧場所

和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第203号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和2年6月5日鹿児島県告示第579号で告示した基本測量の実施は、令和3年1月31日終了した旨の通知があった。

令和3年2月24日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年2月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月24日

鹿児島県知事 塩田康一

| 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の別 | 鹿児島県知事 塩田康一 | |
|-------|--------|---|--------|-----------------|-----------------|
| | | | | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
| 県道 | 串木野樋脇線 | 薩摩川内市樋脇町市比野字下湯原2168番3地先から同市樋脇町市比野字宮元824番1地先まで | 前 | 6.5～25.0 | 135.8 |
| | | | 後 | 12.5～25.0 | 135.8 |
| | | | 後 | 10.3～28.1 | 112.7 |

鹿児島県告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により始良市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年2月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 始良都市計画特別用途地区
- (2) 名称 大規模集客施設制限地区

2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

始良・伊佐地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和3年2月24日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

| 事業所 | | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 廃止年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|-------------------|----------------|---------------|----------------|--------|---------------|-----------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| チームヘルパー やすらぎの里 | 始良市下名字大平2992番地 | 社会福祉法人希望会 | 始良市下名字大平2992番地 | 中村浩一郎 | 令和3年 3月31日 | 居宅介護 ・重度訪問介護 |
| 工房あけぼの | 伊佐市大口大田132番地 | 社会福祉法人慈和会 | 伊佐市大口大田132番地 | 永田 公子 | 令和3年 3月31日 | 就労移行 支援 |

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年2月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

文書使送業務（鹿児島県庁と鹿児島県本土内の鹿児島県の各出先機関、各市町村等との間の文書等の送達業務）

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 陸上運送業務の直前2事業年度以上の営業実績があること。

(4) 1の(1)の文書使送業務を行うために必要な営業体制（保有車両の種類及び数、作業人員の数等）が整っていること。

(5) 1の(1)の文書使送業務を行うために必要な許可、認可等を受けていること。

3 入札参加資格の審査等

(1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

ア 所定の営業概要書

イ 営業経歴書

ウ 法人にあつては、申請書を提出する日の直前2事業年度分の決算における貸借対照表及び損益計算書

エ 個人にあつては、申請書を提出する日の直前2事業年度分の所得税確定申告書の写し

オ 2の(5)の許可、認可等を受けていることを証する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係

鹿児島市鴨池新町10番1号

イ 提出期限 令和3年3月9日午後5時15分

なお、提出期限後も随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間に合わないことがある。

(3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、提出期限内に提出した者については、令和3年3月18日までに書面により通知する。

(4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書

類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、総額（路線ごとの単価に入札説明書に示す各路線ごとの予定運行回数を乗じ、路線ごとの年間所要額を合計した金額）を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年3月25日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎6階）学事法制課（分室）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
3の(2)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
 (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 9 最低制限価格
 設定する。
- 10 契約書案の提出
 落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
 鹿児島県総務部学事法制課文書係
 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
 電話番号 099-286-2144
 ファックス番号 099-286-5508
- 12 その他
 (1) この入札は、この調達に係る令和3年度予算が成立しないときは実施しない。
 (2) この入札に係る契約は、令和3年4月1日に確定する。

.....
 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年2月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 入札に付する事項
 (1) 調達をする役務の名称
 貨物の運送及び配達業務
 (2) 調達をする役務の特質等
 入札説明書による。
 (3) 履行期間
 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
 (4) 履行場所
 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
 (3) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第20条の規定により第二種貨物利用運送事業の許可を受けている者であること。
 (4) 貨物を全都道府県に運送し、及び配達することが可能な者であること。
 (5) 鹿児島市内に事務所又は事業所を有する者であること。
 (6) 3の(1)の入札参加資格審査申請書を提出する日において、インターネットによる貨物の運送及び配達状況の照会が可能な者であること。
- 3 入札参加資格の審査等
 (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

- ア 営業経歴書
 - イ 2の(3)の許可を受けていることを証する書類
 - ウ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出場所及び提出期限
- ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係
鹿児島市鴨池新町10番1号
 - イ 提出期限 令和3年3月9日午後5時15分
なお、提出期限後も随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (3) 資格審査の結果
- 資格審査の結果は、提出期限内に提出した者については、令和3年3月18日までに書面により通知する。
- (4) 提出書類に関する説明
- 資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) その他
- ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、返却しない。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
- ア 入札金額は、総額（入札説明書に示す貨物のサイズ及び配達地域並びに重量による区分ごとの予定数量に見積単価を乗じて得た額を合計した額）を記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 令和3年3月25日午前11時
 - イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎6階）学事法制課（分室）
- (3) 入札説明書
- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
3の(2)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
3の(2)に同じ。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれが

ないと認められるときに限る。)

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部学事法制課文書係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2144

ファックス番号 099-286-5508

12 その他

- (1) この入札は、この調達に係る令和 3 年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、令和 3 年 4 月 1 日に確定する。